

## 取引停止措置の概要

- 1 停止措置業者名  
所在地及び停止措置期間  
京葉ガスエネルギーソリューション株式会社  
千葉県市川市鬼高四丁目3番5号  
2025年12月26日～2026年2月25日(2か月)
- 2 停止措置の範囲  
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要  
当該業者の元従業員は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札したとして、令和7年7月3日、千葉地検に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。
- 4 停止措置理由  
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)  
別表第2第7号イ(競売入札妨害又は談合)

### 〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。) イ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内 他の公共機関の職員 ロ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域外 他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内